

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成29年5月22日（月）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 29 年 5 月 22 日（月）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
第 2 期横浜市教育振興基本計画進捗管理について
教職員の負担軽減に向けた取組について
日本語支援拠点施設の体制と一部先行実施内容について
- 3 請願等審査
受理番号 37～40 肢体不自由特別支援学校再編整備計画に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 15 号議案 横浜市いじめ防止基本方針の改定について
教委第 16 号議案 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の
一部改正について
教委第 17 号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について
教委第 18 号議案 教職員の人事について
教委第 19 号議案 教職員の人事について
- 5 その他

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
初めに、会議録の承認を行います。4月28日の会議録の署名者は長島委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月12日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 5/16 本会議（第1日）役員改選等
- 5/18 こども青少年・教育委員会（初委員会）
- 5/19 本会議（第2日）議案上程、質疑、付託

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月16日に本会議第1日目が開催されまして、役員改選等が行われました。

5月18日に開催されたこども青少年・教育委員会では、常任委員のメンバーが替わり初めての委員会ということで、大場委員、長島委員、中村委員も出席し、教育長よりお一人お一人を御紹介しております。その後、平成29年の事業概要について教育長より説明いたしました。

続いて、5月19日には本会議第2日目、議案上程、質疑、付託が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 5/16 いじめ重大事態の再調査について
- 5/17 第67回横浜市立中学校総合体育大会開会式（横浜文化体育館）

(2) 報告事項

- 第2期横浜市教育振興基本計画進捗管理について
- 教職員の負担軽減に向けた取組について
- 日本語支援拠点施設の体制と一部先行実施内容について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、5月16日に、いじめ重大事態の再調査について、当該児童の代理人から、市長・教育委員会宛に申入書が提出されました。申入書には、再調査は行わないでほしいこと、そのほかいじめ重大事態の調査の在り方や、「いじめ防止対策推進法」の正しい理解などについての御意見が書かれておりました。同日、市長が再調査については、行わないことと判断したことを発表いたしました。

続いて、5月17日に第67回横浜市立中学校総合体育大会開会式が横浜文化体育館で行われ、教育長が出席し、挨拶いたしました。大会種目は野球、剣道、水泳など16競技でございます。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点、御報告させていただきます。

まず、1点目ですが、第2期横浜市教育振興基本計画進捗管理における平成29年度の主な取組について。次に、2点目ですが、平成28年度の教職員の負担軽減に向けた取組と教職員の負担軽減ハンドブック2について。続いて、3点目ですが、日本語指導が必要な児童生徒を支援する日本語支援拠点施設が今年度開設いたします。開設に先立って行う先行実施の内容について、御報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

いじめ重大事態についてですが、代理人からの申入書では、調査の在り方、法の理解、教育委員会の対応などについて、御意見をいただきました。

いただきました御意見を真摯に受けとめ、改めて私、教育委員、学校、学校教育事務所、教育委員会事務局の職員が、いじめ防止対策推進法をしっかりと理解し、二度とこのような事態が起きないように、一丸となって、再発防止に取り組んでいきたいと思っております。

ほかに、教育次長からの報告を受けまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、特に御質問がなければ、第2期横浜市教育振興基本計画進捗管理につきまして、所管課から報告いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第2期横浜市教育振興基本計画進捗管理につきまして、平成29年度の主な取組を中心に報告させていただきます。

教育政策推進課長より御報告申し上げます。

遠藤教育政策
推進課長

教育政策推進課遠藤です。よろしくお願ひいたします。

お手元に3種類の資料を御用意させていただきました。御確認ください。本日は資料1に沿って報告させていただきたいと思っております。

この計画は平成26年度から平成30年度までを計画期間としまして、毎年度の取組を進捗管理しながら進めております。

それでは、資料1を御覧ください。資料1では、5つの目標と13の施策に沿って事業の掲示をしております。また、今年度はいじめの再発防止に向けた主な取組につきまして、資料1の裏面最後の部分に取りまとめております。

それでは、資料の表面にお戻りいただきまして、順に説明いたします。

目標1「施策1 横浜らしい教育の推進」は、横浜らしい教育課程の創造といたしまして、学習指導要領の改訂に向けて、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領 総則解説」と「教科等編」の素案の策定をしていきます。

小中一貫型カウンセラーにつきましては、全ての中学校ブロックと義務教育学校に配置いたします。

キャリア教育については、産官学連携で「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を行ってまいります。

英語によるコミュニケーション能力の育成に向け、実用英語技能検定等を小学校28校と中学校全校にて実施してまいります。

「施策2 確かな学力の向上」でございます。客観的根拠に基づいた授業改善や個に応じたきめ細かな指導といたしまして、市学力・学習状況調査の分析チャートの活用の促進をしていきます。

主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や子供の学力向上を図るために、授業づくり講座や匠の授業を開催いたします。また放課後学び場事業を40校で実施してまいります。

読書習慣の確立や学校図書館利用による授業改善の促進を図るため、全ての小、中、義務教育学校、特別支援学校に学校司書を配置いたします。

理科の授業については、理科支援員の配置校数を拡充し、充実・活性化を図ります。

「施策3 豊かな心の育成」は、「特別の教科 道徳」については、今年度から先行実施をいたしました。国の支援事業を活用いたしまして、指導方法等についての研究を進めてまいります。また、サポートブックを活用し、いじめに関する問題を自分自身のこととして考え、議論する道徳を推進していきます。学校管理職等の研修においても、講座を開催してまいります。

いじめ、暴力、不登校対策に関する取組としましては、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を促し、「市いじめ防止基本方針」の改定を行います。民間事業者が行う不登校対策事業への補助と北部方面にハートフルルームを開設いたします。

「本物」を体験できる機会の充実といたしまして、総合文化祭中学校美術部展につきまして、横浜市で3年に1度開催される国際的な現代美術展、横浜トリエンナーレの開催に合わせ、ジュニアトリエンナーレとして開催してまいります。昨年9月に開催した総合教育会議の成果を踏まえた区局との連携による横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会を創出していきます。

「施策4 健やかな体の育成」です。体力向上に向けまして、体力・運動能力調査結果等の客観的データを活用しまして、また体力向上1校1実践運動や子ども青少年局と連携して、放課後の子供の居場所における体力向上に取り組んでまいります。

東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、小中学生とオリンピック・パラリンピアンとの交流を進めてまいります。

また、横浜型配達弁当「ハマ弁」の利用促進に向け、食育セミナーや試食会の開催、注文方法の簡易化等を行うとともに、昼食の用意が困難な生徒への支援を進めてまいります。

「施策5 特別なニーズに対応した教育の推進」ですが、日本語指導が必要な児童生徒への対応といたしまして、新たに日本語支援拠点施設の開設をいたします。

肢体不自由特別支援学校の再編整備事業といたしまして、左近山特別支援学校的设计等を行っていきます。

適応困難な子供の才能を伸ばす教育といたしまして、9月ごろから拠点校での指導を開始していきます。

また、学校におきまして、日常的に医療的ケアを必要とする児童が在籍する小中学校で、看護師が医療的ケアを行ってまいります。

「施策6 魅力ある高等教育の推進」ですが、「魅力ある高校教育ガイドライン」に基づきまして、海外大学進学を支援するプログラムやグローバル人材育成に向けた取組を進めるプログラムなどを推進いたしまして、また今年の4月に開校いたしました横浜サイエンスフロンティア高校附属中学校では、特色ある教育課程を推進してまいります。

目標2「施策7 優れた人材の確保」ですが、優れた教職員の確保策の展開といたしまして、「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」の一層の充実、大学等との連携に取り組むとともに、小学校の英語の教科化に対応するために、小学校区分での英語免許取得者の確保に向けまして、教員採用試験の実施方法の見直しを進めます。

「施策8 教師力の向上」ですが、企業等研修派遣や海外研修派遣を実施するほか、学校におけるOJTの支援をしてまいります。

小学校教員への英語免許の取得支援を進め、また教職員の精神疾患予防等の取組も進めてまいります。

裏面を御覧ください。「施策9 チーム力を活かした学校運営の推進」でございます。子供としっかり向き合える環境の整備、教職員の負担軽減ですが、職員室業務アシスタントや理科支援員などの配置・充実とともに、学校の勤務実態の把握と学校業務改善の意識の醸成に取り組めます。また、部活動の在り方について、更に検討してまいります。法律相談体制の充実やチーフスクールソーシャルワーカーの配置、児童支援専任教諭の一部常勤化などを図りました。

県費負担教職員の本市移管に伴いまして、学校の課題に応じた教職員の配置を拡充いたしました。

「施策10 学校教育事務所の機能強化による学校支援」でございます。人材育成の推進ですが、指導主事の学校訪問や「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を通じて学校への指導・助言の充実を図り、また児童生徒指導専任教諭を核とした組織体制を構築し、情報共有等を図ってまいります。

的確、迅速、きめ細かな教育活動支援・指導ですが、次期学習指導要領の内容を踏まえた各校の教育課程に対する指導や助言を行いまして、また重篤な事件が発生した場合に、学校課題解決支援チームを編成し、迅速に支援してまいります。

学校と地域や関係機関との連携支援につきましては、区役所に配置されている学校教育事務所兼務の課長・係長と連携して、情報共有を進めてまいります。

目標4「施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり」ですが、学校と地域の連携・協働を推進するために、学校運営協議会の内容の充実、学校地域コーディネーターの配置と地域交流室の設置を進めてまいります。

家庭の教育力向上のための支援といたしまして、親の交流の場づくり事業の実施ですとか、学校と関係機関との連携による児童生徒支援に向けまして、スクールソーシャルワーカーの体制強化、活用を進め、学校と警察、児童相談所、区役所等関係機関との連携を強化してまいります。

目標5「施策12 教育環境の整備」でございます。安全安心な教育環境の整備といたしまして、防火防煙シャッターの危害防止装置の設置を完了し、児童生徒急増地域では新築工事等を行ってまいります。また、建替えに関する基本方針を策定し、必要な調査等を行ってまいります。

「施策13 市民の学習活動の支援」でございますが、区役所、図書館、学校と連携し、読書活動を推進してまいります。また、市内大学や近隣都市と連携して、図書館サービスの充実も進めていきます。

市民の学習の場の拡充といたしまして、現在開催中であります全国都市緑化よこはまフェアへの協力や横浜開港資料館と連携した取組を進めていきます。

四角囲みの中にごございます、いじめ再発防止に向けた主な取組についてでございます。いじめ重大事態の再発防止策に基づきまして、各学校では校長のリーダーシップのもと、日常の児童生徒指導の充実を図るとともに、いじめの未然防止、特に早期発見・早期解決に向けた組織的な取組を進めます。

教育委員会では、ここに記載しております取組を通じまして学校支援を行いつつ、実施状況の確認、検証と全ての学校においていじめを絶対に許さない意識の徹底を図っていきます。

校内児童生徒支援体制の充実を図りまして、教育委員会事務局の学校支援体制の強化といたしまして、緊急対応チームによる支援と迅速な専門家の派遣などを行ってまいります。

また、いじめの定義理解等の研修の充実や、いじめの相談窓口「学校生活あんしんダイヤル」を開設いたしました。

以上、主な取組について説明させていただきました。

資料2につきましては、各施策ごとに平成30年度までの数値目標と、平成28年度までの達成状況をまとめたものです。

また、資料3、ホッチキス留めの資料でございますが、こちらにつきましては、今申し上げました施策につきまして、平成28年度までの実績と平成29年度の見込み、また取組内容を詳細に記述した資料でございます。併せて御覧いただければと思います。

説明は以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。お願いいたします。

宮内委員

横浜には大綱があって、横浜の教育ビジョンがあり、そしてこの教育振興基本計画があります。理念的なもの、更に時代に合わせた概念を修正したものがビジョンであって、具体的なものがこの振興基本計画と位置づけられるわけですが、課題は盛りだくさんです。お願いしたいことのひとつ目が、それぞれの部署がそれぞれの課題を遂行するに当たり、優先順位を明確にして、コミットメントをしていただきたいということ。もう一つが、PDCAサイクルを回すこと。その評価についてレビューする際に、できるだけ具体的に成果をレビューしていただきたいということです。どういった目標があって、その目標に対して未達であったのか、具体的な数字を入れるのが非常にわかりやすい手法になります。

例えば、ハマ弁についても、ハマ弁の販売量というのは非常に低いわけです。では、今年何%ぐらい浸透することを目標にするのか、何%以下だったら何らかの対策を講ずるべきなのか、それとも結果に関わらずひたすら努力するのかということをあらかじめ決めておきます。ハマ弁のコンセプト自体には、私は賛成なのですが、これを持続させるには理想論だけを追っていてもできない可能性があります。そうしますと、地域限定にするとか、価格の改定をするとか、いろいろな施策を打たなければいけません。

このように、PDCAサイクルを回す際に、できるだけ具体的に行います。例えば、「施策7 優れた人材の確保」というところも、これを具体的に評価するというのは非常に難しい。このような難しい課題にチャレンジする場合は、具体的な評価をしてくださいとお願いすれば、多分それに応ずるような日々の行政活動につながるのではないかと思います。あえて申し上げた次第です。

ほかにはいかがでしょうか。

岡田教育長

質問ですが、目標1の「横浜らしい教育の推進」というところでお願いいたします。横浜市は国の学習指導要領の改訂の際に、必ず横浜らしい教育ということで、横浜版学習指導要領というものを改訂して出してきた、先生方もそれを頼り

中村委員

に授業を行っているというようなどころがあります。もしどこかに書いてあったら申しわけないのですが、来年もう道徳が教科化されるということで、喫緊の課題だと思います。総則について横浜版を作成するというようなことが書いてあったかと思うのですが、道徳についてはどのように考えているのかということを知りたいと思います。以上です。

直井指導部長 指導部長の直井でございます。施策1の「横浜らしい教育課程の創造」の丸のところ、「カリキュラム・マネジメント要領」の総則について、素案を今出させていただいております。その後に書いてある「同 教科等編（素案）」というものを今年度、道徳も含めて出させていただくということでございます。

中村委員 全ての教科について、今年度作成するということですか。

直井指導部長 そうでございます。年度末に教育課程の研究委員会、協議会を開いて、各教科で説明していくという予定でございます。

中村委員 ありがとうございます。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

間野委員 目標3の施策9の中に、部活動外部指導者の活用と部活動の在り方の検討を入れていただきました。一方で、資料3の施策9の中には、特に記載がございません。これは新規事業ということで書かれていないのでしょうか。つまり、平成29年度の見込みとか、主な取組内容ということでは記載がないように思います。

遠藤教育政策推進課長 御質問ありがとうございます。部活動の取組につきまして、今年度、外部指導者の活用と、更に在り方を検討していくというところでございます。こちらにつきましては、今年度は非常に教職員の負担軽減に向けた取組を推進する必要がある中で、特に部活動の在り方につきましては検討していこうということになりました。そのほかの資料2、資料3につきましては、現在記載はございませんが、今年度やっぺいこうということで、追記した部分でございます。

失礼いたしました。資料3、ホッチキス留めの細かい資料を御覧ください。こちらの3ページでございます。「施策4 健やかな体の育成」の重点取組3、一番下のところに、「部活動において外部人材等を活用できる体制の整備」では、既にこちらの計画の中で計画的に進めてきているところでございます。ただ、今年度は部活動の外部人材の活用もそうですが、そもそもの部活動の在り方、週7日休みもなく活動しているといったような実態も見受けられますので、そういったようなどころをどういう方向で取り組むべきなのかといったようなことも検討していこうということでございます。

間野委員 教職員の負担軽減に向けては、坂本委員が就任されてすぐに提案されて、もう5年たっているわけです。しかも、部活の問題というのは運動部だけではなくて、文化部も科学部も含めて、教職員の負担軽減に向けた最も重要な取組の1つだと私は思っていますので、もっとPDCAを回すのも大事ですが、プランに載っているか載っていないかだけではなくて、新しい課題をどんどん見つけて、先取りしていくという姿勢がやはり必要だと思います。是非この点に関しましては、本年度は重点的にやっていただきたいと思います。以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、先ほどの点検評価の件ですが、これから平成28年度の事業の点検評価を実施していきますので、それに合わせて平成29年度の計画を来年評価していくときに、どう回していけるかということも検討させていただきたいと思えます。

それから、部活動の在り方につきましては、第2期教育振興基本計画を始めるときに指針を作成いたしました。その指針がまずしっかり現場で生かされているのか、今間野委員がおっしゃっているように、その指針上の課題のうち根本的に見直さなければいけないところがどこなのかということをしかりと検討していきたいと思えますので、所管課のほうはよろしくお願ひいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

宮内委員

施策1の①、中学校卒業段階で実用英語技能検定3級以上の割合を評価しようということがあります。この測定方法は、世の中にいろいろな手法がある中の1つであって、これが絶対的なものではないということをお願いしていきたい。何かをはかる道具というものには、様々なものがあるのであって、今考え得る、手元にある手法の中で、教育委員会がベターだと思うから採用しているので、より子供たちにとっていいもの、また判断するのにいいものにかえていく努力を是非していただきたいと思っております。

また、この英語検定というものを受けさせられるということで英語が嫌いになる子供がかなりいると側聞しておりますので、何も世の中の流れに沿って仕事をやる必要はないというのが私の考えです。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

長島委員

先ほどの宮内委員のお話の中でも出たハマ弁のことなのですが、公費を投入されてやっている大きな事業の1つだと思います。横浜ではどうしても中学校になると、授業などで食育であるとか、自分自身の体のことを考える時間が、小学校に比べてどうしても少なくなってしまうのは仕方ないことなのかもしれないのですが、その中でこのハマ弁の在り方が栄養的観点だとか、いろいろな意味を含むものではあるのですが、事業として頼まれるものでなければ意味がないというのも事実だと思います。積極的にどうしたら頼んでもらえるかというところをセミナーや試食会などでその意見を真摯に受け止めて、しっかり反映していかなければ、本当に必要な子供たちにとって、ないものになってしまうようにということは本当に大事なことだと思います。そして、しっかりやってくださいということです。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかには御質問・御意見がなければ、次の報告に移らせていただきます。教職員の負担軽減に向けた取組について、所管課から報告いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

それでは、平成28年度の教職員の負担軽減に向けた教育委員会事務局の取組と学校の取組をまとめましたので、教育政策推進担当課長のほうから御報告申し上げます。

島谷教育政策

教育政策推進課の島谷と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元に3種類の資料を御用意しておりますので、各資料に沿って御説明申し上げます。まず、A4を1枚おめくりいただきまして、A3判の資料を御覧いただければと思います。こちらは平成28年度までの業務改善の支援や人員配置など、教職員の負担軽減に向けた取組実績についてまとめたものとなっております。ポイントをかいつまんで御説明申し上げます。

まず、「(1)業務改善支援」、「①業務量の削減」ですが、ICTなどを活用して業務量の削減に取り組んでまいりました。上から3つ目の「調査・依頼事項の削減」でございますが、これまで調査の削減・精査を進めてきており、平成27年度は一たん削減したものの、平成28年度は338件、前年度比8.7%増という結果となっております。理由としましては、市費移管に伴うシステム切りかえ等に関する調査ですとか、ハマ弁に関するヒアリングの実施など、新規の調査の発生が要因となっております。市費移管に伴う調査に関しましては、今年度以降は削減が見込まれますが、引き続き調査依頼の精査・削減、また学校の実質的な負担感を取り除けるような調査方法なども含めて見直しをしっかりと図ってまいります。

続きまして、「②業務サポート」の上から3つ目の学校閉庁日の関係でございます。横浜市では、8月の第2、第3週目を学校閉庁期間として、市主催の研修を行わないこととし、当該期間中は各学校の判断により、学校閉庁日を設定しております。学校種別に取り組実績について数字を入れておりますが、小学校につきましては324校、約95%、中学校につきましては97校、大体6割強で実施済みでございます。中学校につきましては、小学校に比べますとやや割合が落ちますが、部活動がありながらも、4年前は6%前後でしか学校が実施できていなかったことを考えますと、順調に取組が進んでいるという状況になっております。

続きまして、「(2)専門スタッフなど人員配置の充実」でございます。一覧を掲載しておりますが、様々な形で専門スタッフや教員の人員配置を充実させてまいりました。例えば、一番上の職員室業務アシスタント配置でございますが、こちらはこれまで先生方が担っていた電話対応ですとか、印刷業務などを非常勤のアシスタントさんがサポートする取組となっております。2年間の試行を終えて、本年度より小学校の大規模校を中心に30校に拡大しまして、本格実施という予定になっております。学校現場からは大変好評をいただいております。校内巡回ですとか、授業準備に時間を充てることができたというような現場からの声をいただいております。その他、多様なニーズに応えられるよう、様々な形で人員配置を進めてまいります。

「(3)教育体制の更なる充実」です。こちらは教職員のほうになりますが、県費負担教職員の市への移管を通じまして、より学校や地域の実情に応じた教員配置も進めてまいりました。いじめや不登校対応、小中一貫教育の推進、その他特別な支援を要する子供たちへの支援に向けたものなど、教育体制の更なる充実を進めてまいります。

そして「(4)その他」でございます。その他の取組として、学校現場との対話や広報・視察対応、報告書の作成などを進めてまいりました。報告書につきましては、お手元にお配りしておりますので、各資料に沿って御説明申し上げます。

カラー刷りの教職員の負担軽減ハンドブック2をお配りしております。こちらは昨年度に作成したハンドブックの続編として作成したものでございます。ちょっとした業務改善の実践のコツですとか、例えば職員室のレイアウトの改善例ですとか、定時退勤日の設定など、学校の実践例を掲載しております。また、教育委員会で用意している人的サポートを一覧にまとめており、学校の状況に応じて活用しやすいように構成を工夫しております。

また、もう一枚広報物として「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」まとめという1枚ものをお手元にお配りしております。こちらは文科省の委託事業として、業務改善に関しまして校長のマネジメント手法に視点を当てた調査研究を実施したものでございまして、その調査結果の概要版としてまとめたものになっております。

内容としましては、学校経営学専門の筑波大学の浜田先生と連携しまして、市内小中学校各1校において、学校経営の考え方ですとか、その実践、また教職員の勤務実態、働き方などについて、校長や教職員へのヒアリング調査を実施しまして、分析しております。

これら3種類の資料についての公表方法ですが、A3の「教職員の負担軽減に向けた取組」と「教職員の負担軽減ハンドブック2」に関しましては、5月中に市のホームページに掲載を予定しております。また、「校長マネジメントによる学校業務改善」の概要版につきましては、文科省の委託事業になりますので、文科省のホームページにおいて掲載を予定しております。

国でも10年ぶりの教職員勤務実態調査が行われて、改めて看過できない教職員の勤務実態が浮き彫りとなりました。横浜市においても、今年度から導入される庶務事務システムを活用しながら勤務実態の把握を行い、スピード感を持って教職員の負担軽減に向けた具体的な取組・検討を実施してまいります。

以上、説明を終わります。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。お願いいたします。

間野委員

A3資料の左側、「①業務量の削減」の3つ目、「調査・依頼事項の削減」は338件とありますが、これはどういう意味ですか。というのは、教育委員会から学校に年間338件の依頼をしたということなののでしょうか。

島谷教育政策
推進課担当課
長

調査に関しましてはいろいろな種類がございまして、まず国から依頼される定例的な調査が数多くございます。また、県から依頼されるものもございまして。また、市独自のものとして、施策を進める上で把握しなければならない数字を把握するための調査、種々もろもろございまして、学校便利帳という事務局と学校がつながっているシステムを使った調査・依頼事項の件数が338件というような数として集計したものでございます。

間野委員

国か県か市かは置いておいて、学校側としては338件、年間何か対応しなければいけないことがあるということでしょうか。

島谷教育政策
推進課担当課
長

そうでございます。

間野委員

これは異常な数字だと思います。学校が200何十日しかやっていない中で、1日1件以上あるということでしょうか。これはおかしくないですか。それは国も県も含めて、8.7%増だけを見るとよくわかりませんが、絶対的な数字として、例えば自分が受ける側の副校長、あるいは校長だとして、依頼事項しか仕事ができなくなるのではないかという気がしますけれども、どうなのでしょう。特別横浜だけが多いわけではないのかもしれませんが、根本的に国も含めて見直していかな

いと、この数字は多分尋常じゃないと思います。

島谷教育政策
推進課担当課
長

御指摘いただきましたとおり、学校現場が負担感を感じる大きな理由の1つとなっているものが調査・依頼事項になっております。これは、国のほうでも今回の勤務実態調査を受けて、かなり大きくかじを切ってしっかり精選をしていくというような動きも入ってきております。市の教育委員会事務局としましても、例えば同じ数字を違う形で聞かないですとか、本当に実質的な学校現場の負担感を取り除けるような調査方法の工夫のようなどころも含めて、件数だけではなくしっかり見直しを図っていくべきものだと考えております。

大場委員

今の項目に関連して、確かに間野委員が言われたように、年間338件ということなのですが、全てが校長・副校長にオーダーされていることでもなくて、個々の教員の方へオーダーされているものもあるような気がします。あとは調査の時期を極力平準してもらうのか、類似のものを極力まとめてもらうとか、調査主体、国、県、市での調整というのも大事だろうと思うので、同じことを何回も年間にわたって答えるという形を極力避ける、全体のコントロールをうまくしていかないと、現場のほうが一番大変ではないかという気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

長島委員

数値に表れているのですが、例えば理科支援員の配置事業などは各学校でとても有り難いということで、意見を聞かれているかと思ひます。あと学校司書がこれで全497校配置されて、見えるところで、例えば地域の地区センターのようなどころと中学校司書などがつながって、地域の図書力を上げるような努力をするなどということも聞いています。そういう見えてきた具体的ないい報告が上がっているものもかなりある中で、先ほども出ましたが、なかなか見えづらいものは積み重ねの中で10年、20年後に現れるものもあるということを中心に説明できるように、しっかりとしていっていただければよりいいのではないかと感じます。

本当に見えているところでたくさん人が配置されているものは評価が高いということは聞こえてくることなので、やはり人が大事なのだなということをご改めて感じたということをお伝えしたいと思ひます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員

日本の学校の先生たちは、他の国と比べても労働時間が長いという調査がありましたが、本当に人を配置していただけるとするのは有り難いことだと思ひます。

それから、先ほど調査等の話も出ていましたが、あともう一つ、学校の先生たちは子供にいいとなると、何でも受けてしまう、何でもやってしまうというようなどころがありまして、それはそれでとても大事なことだと思ひます。やはり子供を健やかに育てるためにということで頑張ることは大事です。

ただ、今若い世代が増えてきている現実を見ますと、ふだんも帰ろうと言わなければなかなか帰らない、それから土曜日・日曜日も当然のように出勤してくるというような現実があります。確かに学び続ける教員ということで、子供たちに確かな学力を保障するために教師自身も学んでいくということはとても大事ですし、それから今お話にあったように、いろいろな事務量の多さということもある

ので、対応していかなければならないということがあります。

しかし、それと同時にやはり意識改革ということがどこかに書いてあったのではないかと思います。教職員の意識改革ということもとても必要で、確かにやればやったりのもの、成果はついてくるかもしれませんが、先生がやはり元気で、笑顔で、本当に子供たちの前に立って授業していく、生活していくということがとても大事なので、どこかで選択していくというようなことも必要なのではないかと思います。

ですから、施策的にいろいろな支援をしたり、削減をしたりということのほか、教職員自身も少し働き方の意識を変えていくということも必要なのではないかと思っています。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員

まず、働き方の問題です。ホワイトカラーの生産性の悪さは、日本は多分世界一だろうと思います。教師の世界も非常に悪いと思います。もちろん自主的に改革する、問題意識を持つということは大事なのですが、そういう意識改革に依存するのではなく、行政としては強制力を持って施策を打つというのが仕事だろうと思います。

そのためには何をすればいいかという、例えばハードウェアの面ではIT化の促進であり、先ほど間野さんが言われたような部活の在り方とか、そういう施策としてやらなければいけないことをやるということです。

それから、お金をかけるということではなくて、調査依頼については、重複感というのは最悪でありまして、同じような質問を県からも送れば国からも来て、更に横浜からも来るということになると、現場としては、たまったものではありません。これをどこが調整するかというと、やはり横浜市が調整することになると思います。

国から、県から投げられたものを全ておろすということではなく、スクリーニングを1回かける、1回県なり国と議論をするということ、そのような具体的なアクションというのが求められると思っています。

更に現場においては、副校長の任務をもっと明確に定義すべきだろうと考えております。学校訪問で見たとき、校長の秘書的な仕事をしていました。秘書というのはいろいろな秘書の形があるのですが、学校経営のインターンとしての秘書をやっている場合もあれば、まるで校長の小間使いをやっている副校長もいる。副校長に何をやらせるか。副校長が学校全体のマネジメント補佐、時間管理等々大事な責務があると思いますが、役割や期待を明確にしていっていいのではないかと思います。

また、別のアイデアなのですが、専門スタッフなどの人員配置の充実というところについて申し上げます。ボランティアを活用して、日本語のできない生徒の支援をしています。これには大変な労力と手間がかかっているのに依存しているということで、それをやってくださる方たちに対しては市としてもしかるべく謝意を表する必要があると思います。

加えまして、大学生・大学院生をより活用したらいかがかと考えております。具体的には理科の支援員、英語のアシスタント、国語のアシスタントです。教育実習と名を打ちますと、非常に教職をとるという制約の中でやることになるのですが、もっと学校に親しみを持ってもらう、大学生・大学院生が学校教育に関心

を持つ、ちょっとドアをノックしてみたらどうかと、その中で教育のおもしろさを発見してくれる、自覚してくれる大学生・大学院生が増え、その学生たちが教職を目指してくれたら、一石二鳥なのではないかと思っておりますので、是非学生の積極的活用というのを検討していただきたいと考えております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

間野委員

勤務制度そのものの見直しが必要だと私は思っています。現行の制度は、教育公務員として4%の割り増しがあるというのは、昭和41年ですか、できた制度だと聞いていますので、もう50年以上前です。この4%の根拠は、当時の勤務実態に合わせて残業時間を計算してみると、4%程度だったと教えていただいたのですが、今はそれをはるかに超える残業をしているわけです。

ですから、内発的動機づけで意識改革も当然大事なのですが、やはり制度として見直さなければいけない時代に来ていると思います。つまり、残業を何時間しているかも把握できないような状況で、土日出勤も平気で許されるという、やりたいからやりたいだけ働けばいいという時代ではないと思います。ワーク・ライフ・バランスという言葉もありますし、それが本当に子供たちのお手本になるのかどうなのかということも含めて、横浜単独でできるかどうかはわかりませんが、私はきちんと時間管理ができる勤務制度にすべきではないかと思っております。

以上です。

宮内委員

今間野さんが言われたことは、私も申し上げたいことでありまして、大賛成であります。企業でよくやっておりますが、水曜日は6時に帰るとか、土日出勤は絶対するとか、強制力を課さないと、まじめな人が多い学校社会の中では、なかなか意識改革というのはできないのではないかと思います。それと、先輩が来ているから土日出勤しなければいけないのではないかとか、校長が9時まで残っているから一緒に残ってなければいけないのではないかとというような習慣はよくないことだと幾ら言っても、多分変わらないと思います。是非とも時間管理というのを我々の行政活動目標に掲げていけばいいと考えております。

間野委員

質問ですが、これは市単独でできることなんでしょうか。国との調整が必要なのんでしょうか。市費に移管されたということで、市の判断でもしできるのであれば、どんどん進めていただきたいと思っておりますが、どうなんでしょうか。

島谷教育政策
推進課担当課
長

市費単独の施策として財源があればできる話にはなりません。国で縛られているものではございません。ただ、教職調整額の話は、国の制度として超過勤務時間を総合的に評価しても4%ということになっており、なかなか現行制度上、超過勤務がどこからどこまでと線引きできない国の制度がベースにあるので、そこから市単独でやるとしても、かなり整理が必要になることだと思いますから、なかなか一朝一夕にできるようなものではないと思っております。

岡田教育長

義務教育ですので、基本的には国の制度の範囲で実施していくということになりますから、そこはなかなか難しい視点になるのではないかと考えております。今、国のほうも実態調査を踏まえてどう見直せるかという検討が始まっていると聞いておりますので、是非横浜の実態を積極的にお伝えし、もし地方自治体単独でできることがあれば、それは実施していかなければいけないと思っておりますが、なかなか基本的な定数の法律もありますから、その枠の中でということになると、

横浜市が単独で何でもできるというわけではございません。

また、そのための財源確保も必ず国の補助金とのセットになっていきますので、どうすればしっかりと把握できるかということになると思いますが、制度の根幹を議論していくということになると、やはり横浜市だけの力ではなかなかと思っております。そこは是非社会的喚起も含めて、ほかの政令市とも組んでやっていきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ほかには御意見がないようでしたら、しっかりと現場のほうにも伝え、それから私たちができるところをきちんと整理してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に日本語支援拠点施設の体制と一部先行実施内容について、所管課から説明いたします。

奥田国際教育
等担当部長

国際教育等担当部長の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

横浜吉田中学校第2グラウンドに開設予定の日本語支援拠点施設でございますが、一部機能を先行実施できることとなりましたので、先行実施の内容と、現在の準備状況につきまして説明させていただきます。

説明は所管の国際教育課長の甘粕課長と拠点施設の統括責任者でございます出川責任者のほうから御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

甘粕国際教育
課長

国際教育課の甘粕です。よろしくお願いいたします。

お手元に「日本語支援拠点施設の体制と一部先行実施内容について」という資料をお配りさせていただいております。昨年度、拠点施設の設置について説明させていただいた際に、8月末から9月に開設させていただくというお話をしましたが、学校ともお話をしまして、先行実施できるものにつきましては、モデル的な意味も含めまして先行で実施するというところで考えさせていただいております。

1番の施設の体制ですが、今御紹介がありました全体の総括を拠点施設の統括責任者ということで出川統括責任者をお願いしております。先行実施いたします学校ガイダンスにつきましては、今国際教育課におります外国語指導主事助手2名、ガイダンス支援員をお願いいたします。

日本語教室は、日本語講師6名程度ということで考えております。プレクラスにつきましては、現在準備を進めておりますので、8月末開設ということで考えております。

2番の先行実施の内容ですが、5月29日から、学校ガイダンス及び日本語教室を先行実施させていただきます。学校ガイダンスにつきましては、開始日は中国語になりますが、時間は3時から4時半、実施言語が月曜日と火曜日の実施ということで、週ごとに中国語、英語、タガログ語、やさしい日本語ということで対応する予定であります。

8月末までのモデルの先行実施といたしましては、中区・南区の小中学校を対象にまずは実施させていただきたいと考えております。

実施内容ですが、日本の学校制度の説明はもちろん、学校でもらってくる様々な記入書類につきましてもこちらで一緒に記入のお手伝いをさせていただくことですか、お子さんの日本語の状況、母国での学習の状況についても聞き取りを行いまして、学校に戻させていただく予定であります。

実施日の1時から2時半につきましては、その言語での電話相談を受けるということを考えております。電話につきましては全市対象ということで、中区・南

区という限定をしない予定であります。

2つ目の日本語集中教室「横浜吉田教室」も同じ時期に開設させていただきませんが、今Y校教室のほうに通っているお子さんの中でこちらのほうが便がいいというお子さんについては移ってくるということになっております。

裏面を御覧ください。その他の準備状況ですが、プレクラスは8月末からの開設ということで、現在ここで働いていただくプレクラスの指導員と日本語講師を選定いたしました。指導員につきましては子供が1日中通うということで、日本語だけの指導では時間がなかなか厳しいとありますので、少し教科も含めて対応ができるようにということで、小学校の教員免許を持って、小学校で勤務をされた経験のある方に来ていただくことになっております。

こちらの通級期間は1か月を考慮しております、そのうち週3日はプレクラスに通い、週2日は在籍校に通うということで考えております。

それから、2番の日本語支援拠点施設の愛称募集ですが、現在国際教室ですとか、日本語教室に通っているお子さんたちを中心に愛称を募集して、実際の開設をする8月末までに決定したいと考えております。

その下は周辺所在地図ということで、参考でお示ししておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

間野委員

先行実施に関しては賛成です。並行してなのですが、先週ある日本の大手企業の展示会に行ってみました。想像していた以上に同時翻訳のシステムがすごく進んでおりまして、私が体験したのは、日本語で言うと、表示ではありますが、同時に19カ国語が瞬時に出来ます。今実用化が19カ国語で、一応35カ国語まで同時に出るぐらいのシステムがもうできています。医療はやはり特殊なので、胃がズキズキするといったのも、医療は医療でまた別のシステムをつくったりしていますから、学校教育でも必要なものがあれば、そういうテクノロジーもうまく並行して、ローテクで言葉を覚えていただくということも大事なのですが、必要な場面ではハイテクなものも使っていくという、それも是非研究してみてください。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

長島委員

人数はどのぐらいを想定されていますか。

甘粕国際教育課長

まだわからないのですが、小学生についてはやはり送り迎えということも考えまして、保護者の方に来ていただける範囲がどのぐらいなのかということは学校とも相談しながら決めていこうと思っています。今プレクラスのほうですと、指導員が3名、日本語講師が3名ということで、6名体制を考えているのですが、大体1人当たり1けたでないと、初期の日本語は難しいということなので、1か月でマックスで60人ぐらいは入れるだろうということで計算したいと考えております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員	日本語講師についての質問です。講師の資格とか、キャリアというのはどういう方たちですか。
甘粕国際教育課長	日本語指導者の資格というものがございまして、大学でそういう課程をとった方ですとか、あとは研修を何時間か受けた後に実地をやるというようなことで資格が決まっております、そういった方に来ていただいております。
宮内委員	日本語の教育メソッドというのはまだ確立していないのではないかと私は思っております。世の中に日本語学校というのはあまたございます。甲乙つけがたしというか、丙丁つけがたしのところもあります。是非ともティーチングメソッドについては幅広く新しい意見を取り入れて、むしろどれが一番効率的に子供たちを教育できるかというような実践研究も課題として、是非卓越したメソッドを追求していただきたいと思っております。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 初めて実施していきますので、実施していきながら考えていかなければいけないこともたくさん出てきますので、また随時御報告させていただきながら、御意見をちょうだいしたいと思います。 それでは、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。5月8日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号37から40の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。
直井指導部長	指導部長の直井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 肢体不自由特別支援学校の再編整備に関しまして、北綱島特別支援学校の存続についての御要望をいただきましたので、所管課長より考え方について説明させていただきます。
小泉特別支援教育課長	特別支援教育課長の小泉でございます。よろしくお願いいたします。 こちらは前回5月12日の教育委員会定例会の請願等審査で御議論いただきました請願と同一の様式で届いたものでございます。 それでは、受理番号37から40の請願に対する考え方について、説明させていただきます。 肢体不自由児の教育においては、障害の程度や比較的軽度の子供から重度重複の障害児まで、様々な子供たちがともに学び、関わり合う中で、更なる成長を求めるとともに、個々の能力を引き出し、伸ばしていくための教育を重視していきたいと考えております。 特に重度重複障害のある子供たちについては、これまでの医療的ケアや生活支援を中心としたプログラムだけではなく、個々の可能性を引き出し、自分なりの自己実現を果たすことができる教育課程が必要です。 こうした理念から、市立肢体不自由特別支援学校の再編整備を行い、平成31年度に旭区左近山地区に新たな肢体不自由特別支援学校を整備します。 また、就学相談においては、これまでのように障害の程度により学校を指定するのではなく、通学エリアを指定し、居住地によって通学先を決めていくよう就学指導を行います。 左近山特別支援学校（仮称）の開校に合わせて北綱島特別支援学校は閉校となる予定ですが、様々な御事情で転校が著しく困難である在校生が安全に教育を受けられるよう、閉校後は上菅田特別支援学校の分教室となることで、計画が公表

された平成27年度時点の在校生が高等部を卒業するまでの間、存続していきます。

平成28年度には3回にわたり個別面談等を実施し、分教室の在り方も含め、保護者の皆様の個々の御事情や御意見を丁寧にお聞きしてきました。分教室となった後も通学手段や医療的ケア、給食の提供など、現在と変わらない教育環境を維持していきます。

また、北綱島特別支援学校の周辺区域にお住まいの今後の就学予定者につきましては、県・市での連携、協力体制のもと、県立養護学校及び市立の特別支援学校にて受け入れをしていきます。

以上が請願書等に対する考え方となります。

なお、今回までの請願と同一の様式で届きましたものにつきましては、今後と同様の考え方で回答させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長 事務局からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

大場委員 確認ですが、今回37番から40番までを受理したのですけれども、ここに付記されていることは、今まで35件いただいた御意見と大きく変わる内容のものはないと理解していいですか。

小泉課長 付記の部分については大きく変わっていないと考えております。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
ほかに御意見等がなければ、受理番号37から40の要望書及びこれ以降に受理します肢体不自由特別支援学校の再編整備に関する同一の様式の要望書につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第18号議案及び教委第19号議案の「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、教委第18号議案及び教委第19号議案は、非公開といたします。
議事日程に従い、教委第15号議案「横浜市いじめ防止基本方針の改定について」所管課から説明いたします。

伊東健康教育・人権教育担当部長 健康教育・人権教育担当部長の伊東です。よろしく願いいたします。
それでは、お手元の15号議案を御覧ください。横浜市いじめ防止基本方針の改定につきまして、改定原案及び市民意見募集の実施について提案いたします。

1枚おめくりください。3ページ、「『横浜市いじめ防止基本方針』の改定について」という資料を御覧ください。5月12日の教育委員会会議で提案した横浜市いじめ防止基本方針の改定素案について、5月10日の市会常任委員会及び12日の教育委員会でいただいた意見を反映して、改定原案といたします。また、この原案に基づいて市民の皆様意見を募集いたします。

改定素案から変更した主な箇所につきまして、表を御覧ください。左側のページはこの中の資料に原案の本体がついておりますので、そのページを示しております。主な箇所だけピックアップして説明いたします。

まず、第1章の「4 いじめ防止に向けた方針」というところで、「保護者として」、「子供として」と表現されている部分がございます。ここにつきましては、保護者・子供に責務を負わせるように受け取れるので、市民としてくくってはどうかという御意見と、一方で、それぞれがやはり学校以外で過ごす時間が多いことを考えると、「保護者」・「子供」という表記は残すべきであるという両方の御意見を常任委員会の中でいただきました。原案といたしましては、「いじめを発見し、又は、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する」と表記しまして、通報という多少義務を感じさせるような表現を取りまして、幅広くいろいろなところにとりあえず連絡していただくという意味で、このような表現に変えております。

同じ項目で、「市民、事業者、関係機関」の部分では、左側にありますように、「いじめの根絶」という言葉が入っておりましたが、これが強い表現でかえって隠蔽を招くのではないかと御意見が常任委員会から出ておりました。これに対して、「いじめのない社会を目指す」という軟らかい表現に変えております。

次に、第2章「3 教育委員会の取組」にございます「(1) いじめの防止・早期発見に関すること」につきましては、研修の重要性について多くの方から御意見をいただき、参加者の意識を高め、また実際の対応に生かせる実践的なものが必要だと、前回の教育委員会でも御意見をいただきました。そこで、「能力を高める実践的な研修」という表現にいたしました。

また、その下の「学校評価、教員評価の留意点」について、これは教育委員会の取組の中のいじめの対応ということで書いてある部分ですが、ここには最も多くの意見をいただいております。まず、学校評価、教員評価を合わせて書いていたものを、学校評価と教員評価の2つに分けました。その上で、学校評価において、「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく」とあった「多寡のみ」の「のみ」を削除しております。また、「いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているか」という視点から評価する」という内容に変更しております。

1枚おめくりいただきまして、4ページです。こちらが新しく教員評価について表記した内容になります。「教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、教員の萎縮につながらないよう留意し、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているか」という視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う」ということで、新しく追加いたしました。

それから、次のところは「市長部局の取組」というのを、市長部局と教育委員会が一体となって取り組んでいることを明確にするためにも取り出したほうがいいのではないかと、前回の教育委員会でも御意見をいただきまして、「教育委員会の取組」の中で、「教育委員会が連携して市長部局と解決に取り組んでいく」となっておりましたものを、市長部局の視点からもう一度ここに改めて書き直すと

いうことをいたしました。「4 市長部局の取組」として、「区役所や児童相談所は、教育委員会との組織レベル、相当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る」、「区役所の『子ども・家庭支援相談』等の相談窓口を活用し、横浜市全体で子供を守り育てていく体制があることを紹介する」、「地区懇談会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する」という項目を加えております。

次の「いじめ防止対策の点検・見直し」につきましては、実施の頻度等について、もう少しきちんと書いたほうがいいのではないかという前回の教育委員会での御意見を受けまして、「組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う」、「PDCAサイクル」という言葉を書き加えております。

以上のほか、文言の整理も幾つか行っておりますが、主な変更点については、以上のおりでございます。

次に、5ページの「2 市民意見募集について」です。市民意見の募集期間につきましては、前回の説明で6月1日から30日までの1か月間としておりましたが、教育委員会の中で広く市民への周知をきちんとやって、その中で御意見をいただくように努めるべきだという御意見をいただきました。それを受けまして、ホームページに載せるほか、(4)番の周知・広報を見ていただきたいのですが、横浜市いじめ問題対策連絡協議会というところに参加しています青少年指導員連絡協議会や市のPTA連絡協議会の代表にもこの内容をお伝えして、そちらの団体から会員に情報を周知していただくことや、まだ調整中ではございますけれども、自治会・町内会の連合会にも説明に伺い、そちらのほうでまた市民への周知をお願いするというようなことも検討いたしました。そのためにいろいろな会議などで周知することも考えて、12日から7月28日までの1か月半の募集期間としております。

意見提出方法は、電子メール、郵送、ファクスのいずれかということをお願いしたいと思っております。

資料の閲覧につきましては、教育委員会のホームページのほか、各区役所広報相談係、市民情報センター、教育委員会の所管であります人権教育・児童生徒課に資料を配架いたします。

また、周知・広報といたしましては、連絡協議会での周知依頼に加えまして、区長会議等での周知、また各学校への周知、教育委員会のホームページへの掲載、教育委員会のツイッターなども利用して周知を図っていく予定でございます。

実施結果につきましては、後日、まとまりましてからホームページで公表ということで予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

長島委員

後日ホームページで公表するというのは、大体夏休み明けぐらいを予定するのでしょうか。

伊東健康教育・人権教育

はい。9月にはこの結果を公表して、原案を実際の実施のものにまとめていくという作業をやりますので、9月にはホームページに公表したいと思っております。

担当部長	
長島委員	ありがとうございます。
岡田教育長	ほかには。
大場委員	<p>これまでいろいろな場面で御意見をいただきながら、あるいは教育委員会会議でも議論をしながらここまで来たので、ほぼ原案として大体整理されているのだらうと思います。ただ、4ページの新たに「市長部局の取組」という形で体系をつくっていただいたのですが、一番最後の「地区懇談会の活用」という表現が、地区懇談会は、18区というか、各連合町内会でもいろいろな形でやられていますし、地区懇談会という名称をとらないで地域のいろいろな意見の集約を図っているところもありますから、急に「市長部局の取組」という体系の中で、地域の「地区懇談会等の活用」というと、体系図として少しびたっと来ないのではないかという気がします。地域のいろいろな懇談会は、区役所等が中心になって把握し、また実質運営の補助もやっているのです、その表現の仕方を「市長部局の取組」という体系の中うまく溶け込めるような表現にされたほうがいいのではないかと考えます。</p> <p>それからもう一点、意見募集のところで、1か月半に、実質伸ばされたわけですが、教育のホームページを見れば全てどなたでも御意見は出せるということにはなっていますけれども、例えば(4)で各学校にふらっとお見えになった方でも、そこで意見募集の用紙等が整っていれば、いろいろな機会にまた御意見をいただけるのではないかということも気になりました。どういうやり方がふさわしいかは現場で一番やりやすい形を模索していただいていると思いますので、各学校でも意見書が整っているといいなと考えました。</p> <p>以上でございます。</p>
岡田教育長	<p>今御意見がありましたところは少し工夫をさせていただきます。</p> <p>それから、先ほどの資料の閲覧方法の中に学校がなかったのですが、学校現場のほうとも調整させていただいて、置く用意ができるところは極力ということで作らせていただきたいと思います。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
宮内委員	<p>3ページの「学校評価、教員評価の留意点」ですが、「問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から」云々かんぬんということで、非常にわかりやすくなったのではないかと思います。</p> <p>質問は、「いじめの有無やその多寡を評価するのではなく」の意味で、この言葉が後ろにどのようにかかるのかという単純な質問です。</p>
伊東健康教育・人権教育担当部長	<p>ここの部分は、もともと「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく」という表現になっていたものについて、これはやはりいじめの有無とか多寡、例えば少ないからいいとか、あるいは多ければいいとか、そういうところの評価があった上で更に組織的な対応を評価するという内容ではないかと、実際にいじめを少なく見せたいがために学校でそれを余り上げてこなかったりとか、そういう恐れはないのかとか、逆にたくさんあればいいということで、発見してとにかく数だけ認知していればいいというようなことになってしまわないかという様々な御意見をいただきました。</p>

現実にはここについて、多い・少ない、あるいはあり・なしで評価しているという現状はございませんということをお話をしたところ、そこについての評価ではないということであれば、そういう表現にきちんとすべきではないかという御意見もいただきました。

ここにつきましては、国のほうの基本方針でも「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく」という文言がございましたが、横浜市としては、いじめの有無やその多寡を評価するということではなくて、「問題を隠さず、組織的な取組ができていく」というところに評価の視点があるということを確認したいという意図で、このような表現にいたしました。「組織的な取組」というところを強調するという意味で、有無や多寡を評価するのではないということを書いておきます。

宮内委員 是非とも現場で誤解がないように、問題を隠さず、組織的な取組をやってくれということ、研修等々の場で強調していただきたいと思います。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

中村委員 先ほど御説明がありましたが、皆さんが積極的に情報を御自分でとりに来られる方ばかりではないと思いますので、是非いろいろな場を通して意見募集、先ほど自治会ですとか、町内会というお話もありましたし、また各学校もいろいろな場を使って保護者の方にお知らせするということができますので、多くの方に周知するような工夫をしていただきたいと思います。

それから2点目は、4ページの一番上の教員評価なのですが、教員評価が本来の評価の目的に合うようにということで、「教員の萎縮につながらないように留意し」という趣旨は非常によくわかるのですが、後段に書いてある教員評価の留意点と同列で並べるのは、私は違和感がありますので、最初に教員評価そのものの留意点について述べて、その後「教員の萎縮につながらないように留意する」と分けて書いてはいかがかと思いました。

以上です。

岡田教育長 それでは、そこは少し工夫できますか。

伊東健康教育・人権教育担当部長 はい。表現の工夫ということでよろしいですか。

岡田教育長 表現の工夫でよろしいですか。分けてきちんと書いたほうがいいですか。

中村委員 内容的にどうこうではなくて。

伊東健康教育・人権教育担当部長 わかりました。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、いただきました御意見に従いまして少し修正し、そしてこれから更に常任委員会、来月初めの教育委員会でもう一度報告させていただきたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の教委第16、17号議案に移りたいと思います。教委第16号議案、教委第17号議案については、内容が関連する案件でございますので、続けて所管課から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

今教育長からありましたように、16、17号議案は合わせて所管課から説明させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。よろしくお願ひいたします。

議案は2つとさせていただいておりますが、別紙の説明資料を用意させていただいておりますので、説明資料を用いて説明させていただきます。また、16号議案の6ページから新旧対照表もつけておりますので、そちらもあわせて御覧ください。

本議案の趣旨といたしましては、平成29年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下「地教行法」とさせていただきますが、こちらが改正されたことに伴いまして、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則及び教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正するものでございます。

初めに、説明資料の「2 規則改正の基本的な考え」を御覧ください。

「(1)現場の状況を踏まえた規則の改正」についてですが、地教行法では学校運営協議会の設置について努力義務とする旨になっております。本市ではそれを受けまして、現場の状況を踏まえた上での規則改正とさせていただきます。

主な改正内容につきまして説明させていただきます。新旧対照表では6ページになります。

規則第2条の「趣旨」についてでございます。地教行法におきまして、協議会が学校運営に必要な支援に関して協議する機関として位置づけられたことを受けまして、その旨を反映したものに變更いたします。

続きまして、規則第3条の「設置等」でございます。地教行法において、学校運営協議会の設置が努力義務とされたことを受けまして、協議会において指定という考え方がなくなりましたことから、「指定することができる」から「設置することができる」に變更いたします。また、2つ以上の学校について、1つの協議会を置くことができるとされたことを受けまして、その旨を追記いたします。

なお、本市では既にブロック単位で合同の協議会を既に設置しております。

続きまして、規則第4条の「委員の構成等」についてですが、こちらは6ページから7ページを御覧ください。地教行法に「対象学校の運営に資する活動を行う者」が追記されたことを受けまして、その旨を追記いたします。学校の課題解決に向けた活動をする委員が加わることで、学校運営が更に充実したものになっていくと考えております。

また、同じく地教行法に、校長の委員の任命に関する教育委員会の意見申し出について追記されたことを受けまして、第4条第4項にその旨を追記いたします。

続きまして、規則第5条の「委員の任期等」についてですが、こちらは7ページでございます。先ほどの規則第3条と同様に、指定という考え方がなくなりましたので、再指定、あるいは指定の取り消しというものがなくなり、第3項を削除いたします。

続きまして、規則第10条の「学校運営に関する評価等」についてですが、こち

らは8ページから9ページを御覧ください。地教行法での学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとするを受けまして、同じ内容を第2項及び第3項に追記いたします。

また、協議会が学校の運営状況等に関して評価を行うことを第1項に追記いたします。評価を行うことにより、学校運営のよりよい改善につなげていきたいと考えております。

説明資料の裏面を御覧ください。規則第13条の「研修等」についてですが、こちらは新旧対照表の10ページにあります。協議会の充実及び適正な運営を図るために、教育委員会が協議会委員に必要な研修を行うことの規定を新設いたします。委員の意識が高まることで、協議会の充実につながるものと考えております。

なお、本市では平成28年度から研修を実施しております。

次に、規則第14条の「協議会の適正な運営を確保するために必要な措置等」についてです。地教行法に協議会の運営が適正を欠くことにより、学校運営に支障が生じた場合等の措置が記載されたことを受けまして、現行規則の第13条に規定していた指定の取り消しにかえ、協議会に対しての必要な措置を講ずる旨の内容に変更いたします。

次に、説明資料「(2) 職員の任用に関する教育委員会での対象の決定」についてですが、こちらは新旧対照表の8ページにお戻りいただきまして、規則第9条第4項になります。地教行法では、職員の採用、その他の任用に関しましては、協議会の審議の対象とするか教育委員会規則で定めることとなっております。こちらにつきましては、現行規則第9条第4項に既に規定されておりますので、現行を踏まえた上での一部修正といたします。

最後に、説明資料「(3) 委任規則の改正」についてですが、こちらは第17号議案に係るものになります。新旧対照表は17号議案の4ページになりますので、そちらも御覧ください。これまでと同様に協議会への関与をしていくためには、教育長に委任する事務等に関する規則を明確化いたします。第2条第15号の現行規則では、「学校運営協議会に関すること」としておりましたが、こちらを現在の実情に合わせまして、「学校運営協議会の設置及び委員の任命に関すること」に変更いたします。

また、規則第4条での教育長に専決させる事務につきましては、現行規則の第9号で「学校運営協議会の設置校の指定期間内における学校運営協議会委員の任命に関すること」としていましたが、先ほど説明させていただいたように、指定という考え方がなくなりましたので、「新たに学校運営協議会を設置した場合の委員の任命を除いた委員の任命に関すること」とさせていただきます。

改正につきましては以上でございますが、今回このように改正することによりまして、学校運営協議会の定着や充実につなげていきたいと考えております。

簡単ではございますが、今回の規則の改正における説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

中村委員

先ほど御説明がありましたが、8ページの第10条で、「協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について評価を行うものとする」と書いてありまして、何かをしたら必ず評価を行うというのは次の改善につながるという意味で必

要なものだと思うのですけれども、今現実には学校では学校評価ということで、授業評価だったり、行事だったり、運営に関することの評価も行っていますよね。先ほどの教職員の負担軽減の中でダブるようなものについては精査していくことが必要なのではないかというお話も出ましたが、そのあたりのことは今後どのように考えていくのか、お聞かせください。

宮城指導企画
課長

今、中村委員からお話をいただきましたように、現在、学校経営方針の中に学校運営協議会を設置している学校は、学校運営協議会という項目を1つ必ず入れて、それについて学校評価を行い、それについて年度末に学校評価報告書というものを教育委員会に出してもらっております。

今回は制度が変わる中で、学校運営協議会の協議した内容について、これまでも年間の活動報告書というものを教育委員会事務局に出していただいておりますので、その協議会の活動報告の内容を具体的にそこに書いておりますので、それに合わせて学校運営協議会の中で話し合われた評価について出していただくと考えております。

岡田教育長

中村委員の御質問は、新たな負担にならないかという趣旨だと思うのですが、それはないということでしょうか。

宮城指導企画
課長

そうですね。最低限それは出しているから、あとは年度末に出していただく年間活動報告の中に、もちろん同じような形での報告で構わないと思うのですが、ただ、よりよくしていくために、より具体的に、限られたスペースしかありませんので、学校の中で書いていただければ、それは自由にプラスで報告していただくことが可能だと思います。

岡田教育長

様式の改善の簡略化はとても大事なのですが、実際にそのために学校が新たな作業をしたり、工夫をしたりすることはないですかという御質問だと思います。それは今やっている自己評価をそのまま協議会のほうにお示しして御意見をもらうということなので、新たな作業はないということでしょうか。

宮城指導企画
課長

はい。そうしたような新たな作業をこちらからお願いするということではございません。

岡田教育長

よろしいでしょうか。

中村委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

長島委員

学校運営協議会という名前でもなくとも、学校によって同じようなスタイルをとりながら学校評価をしたり、様々な事業に参画したりしているところもあるかと思っております。そういう中で、教育委員会事務局として、全てこういう名前のものにしていきなさいという強制力的なものが生まれるのか、名前はそのままでもいいのか、その辺を教えていただいてもいいですか。

直井指導部長

学校運営協議会について、今委員のほうから御指摘がありましたように、同様というか、似たようなものとして評議員制度であるとか、横浜は独自に「まち」

とともに歩む学校づくり懇話会というのを以前からずっと地域の方と一緒に学校づくりをしていくということでさせていただいています。今後、様々な国のほうでの法的な状況等も変わっていく可能性もありますので、そのあたりも見定めながら、ただ一番大事なことは、とにかく地域の方々と学校がともにつくっていくということだと思います。制度上、現在は努力義務ということなのですが、例えば努力義務からまた違う形に変わるということも考えられるので、そのあたりのことも見定めながらやっていきたいと思っておりますけれども、とにかく根本としては地域の方とともに学校をつかって、子供たちを育てていくというスタンスをとっていきたいと考えています。

長島委員

ありがとうございます。このことにより学校というものが地域、コミュニティーの中であって、どちらも相互作用しながら成長していく、要するに教育現場をよくしていくものだという認識でいます。ですから、それをやはりしっかりと事務局のほうでとらえながら、そのケースごと、学校ごと、地域ごとを見ていき、1回設置されてなかなかうまく運営できないところであるとか、だんだん衰退などに向かうようなことがあるところをしっかりとサポートしていくようなところも担っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

大場委員

1点だけ。第14条や13条と関連するかもしれませんが、地域の皆さんのサポートをいただきながら学校運営、地域の中の学校ということで動いていってほしいという目標・理想に向かって前に進めれば一番いいと思います。例えば第14条で、どうしても運営が適正さを、何らかの事情で好循環が図られていけばいいのですが、何らかの事情で好循環が図られないようなときに、多分この14条の手続を踏むのだらうと思います。

言いたいことは、学校ももちろんしっかり取り組んでいくのですが、学校運営協議会の委員になられた皆さんにも是非この趣旨を理解していただいて、学校をサポートしていただくということです。14条の前に、例えば13条で平成28年度から研修を実質展開されてきたということなのですが、なかなか出席率をもって尺度を測るというのも難しいですし、運営協議会の委員の皆さんが研修を受けたから即全て御理解いただけるかという難しさも一方ではあるのではないかという気がします。

とりあえず今日聞きたいのは、平成28年度の研修を終えられたときの出席率というのはどのくらいのものでしょうか。

宮城指導企画課長

1,500人近くの委員の中で参加者が60人前後です。

大場委員

別に数量的なことでも全て判断できることではないのですが、やはり努力義務化になった以上、今度新たに特に就任いただく委員の皆さんには、運営協議会はこのものなのだと、こういう部分で是非皆さんの力を発揮いただきたいのだという趣旨のところを徹底するための研修だけではなくて、いろいろな機会に周知徹底を図っていかないと、なかなかスタートラインにうまく立てなくなってしまうのではないかという心配を感じましたので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。
長島委員	今のことにに関してなのですが、研修に参加される方は1,500人全員参加できるわけではなくて、各団体1名か2名という制限があつての60名ですよ。
宮城指導企画課長	はい。平成28年度の場合は、必ず各協議会から1名以上参加というような呼びかけはしていません。ただ、今回第13条に設けましたように、「必要な研修等を行うものとする」と位置づけしましたので、今後は各協議会からきちんと出られるような形での研修会場を設定し、今おっしゃった事務局からの説明もそうでしょうし、それからよりよい協議会の実践事例の報告なども考えております。
長島委員	各団体、そうやって制約があつて、本当は全員出たくても出られない状況というのは、きちんとそこを言っていたかかないと、今のただ1,500人に対して60人ですと、全くだめだと思われてしまいますよね。団体数に対して60人というのであれば、受けるほうは全く違う感覚になりますよね。その辺は正確にお伝えいただかなくてはいけないのと、そこのところを把握することで、どういう研修を打つかということが事務局のやり方だったり、これからの方法や検討であるかと思うので、そこをきちんとやっていくことが大事だと思います。よろしくお願ひします。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。
中村委員	今お話にありましたが、協議員の委員をお願いする方は結構いろいろな役職をたくさん抱えていらっしゃる方もいますので、例えば研修も、いらした方がどこかで聞いた研修だなというのではなくて、本当に胸にすんと落ちるような研修の中身であつてほしいと、そういう意味で研修を充実させていただきたいと思ひます。 それと、やはり代表1人ということではなく、いろいろな方に研修を受けていただきたいということを考えると、忙しいとは思ひますが、研修の機会を何回か設けて、どこかで都合があつて出られるというような形だと、もう少し参加できるのではないかと思ひます。 それから、これはもう皆さんお忙しいので不可能かもしれないですが、場合によっては学校に出向いて、あるいは幾つかのブロックを集めて、そこに委員会のほうが出向いて説明するということがあつてもいいのではないかと思ひます。 以上です。
岡田教育長	では、少し研修は工夫を。
直井指導部長	はい。続けていきます。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、ほかに御意見等がなければ、それぞれの議案についてお諮りいたします。まず、教委第16号議案につきましては、原案のとおり承認いただひてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>

岡田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。 次に、教委第17号議案について、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
岡田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から、報告がありましたらお願いいたします。</p>
山岸総務課長	<p>事務局から報告いたします。 肢体不自由特別支援学校の再編整備計画に関する要望書が2件提出されております。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、審議が必要な場合は次回以降にお諮りいたします。 次回の教育委員会定例会は、6月9日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。 また、次回の教育委員会臨時会は、6月23日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。 以上でございます。</p>
岡田教育長	<p>それでは、次回の教育委員会定例会は6月9日金曜日の午前10時から開会する予定です。 また、次の教育委員会臨時会は6月23日金曜日の午前10時から開会する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。 次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。</p> <p style="text-align: center;"><傍聴人及び関係者以外退出></p> <p style="text-align: center;"><非公開案件審議></p> <p>教委第18号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)</p> <p>教委第19号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)</p>
岡田教育長	<p>本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">[閉会時刻：午後0時16分]</p>